

後期高齢者 医療保険料率 について

平成26・27年度の保険料率が決まりました。

被保険者の皆様の平成26年度保険料額は、
7月以降に郵送でお知らせします。

京都府の保険料率 平成26・27年度

均等割額 **47,480円**

所得割率 **9.17%**

保険料の計算方法

年間保険料
限度額
57万円

=

均等割額

47,480円

+

所得割額

総所得金額等
から基礎控除額
の33万円を
引いた金額

×

所得割率

9.17%

- 医療費が低い一部の市町村(※)については、特例として平成20年4月から6年間、均一の保険料率よりも低い保険料率を設定していましたが、特例期間終了により、平成26年度から京都府内の全市町村で均一の保険料率となりました。
(※綾部市・宮津市・京丹後市・南山城村・京丹波町・伊根町・与謝野町)

後期高齢者医療制度とは…

75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度です。

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月1日から創設されました。

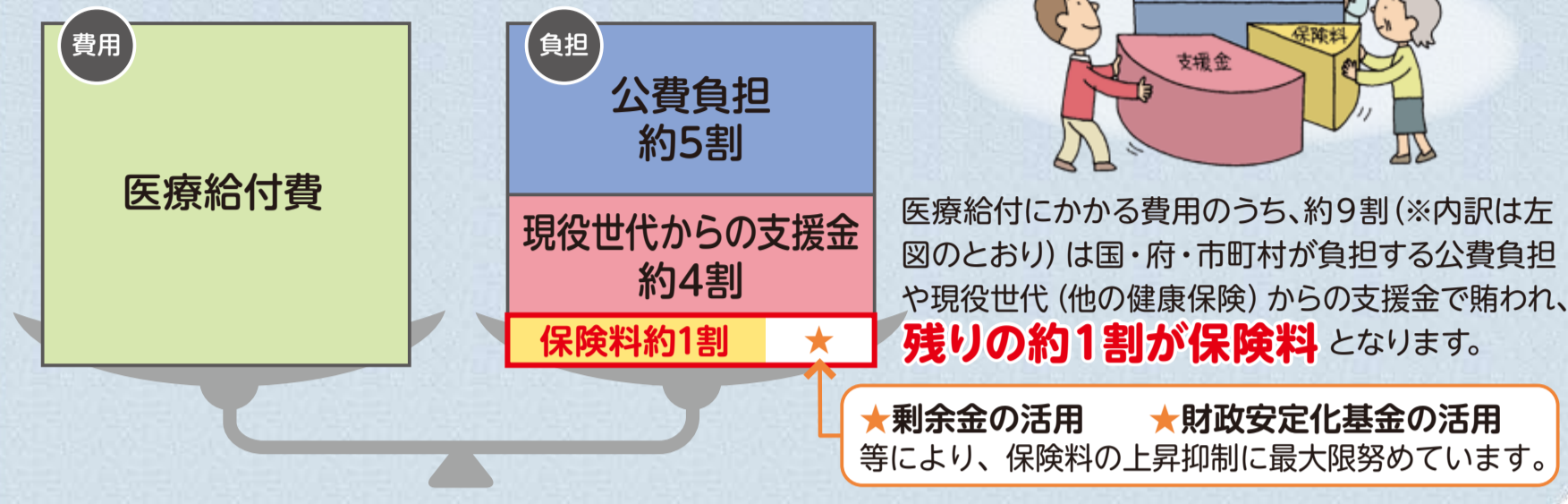
制度の対象
となる方…

- 京都府内にお住まいの75歳以上の方
- 京都府内にお住まいの65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方

※生活保護受給者は除きます。

※施設等に入所している場合など、京都府内にお住まいでなくても京都府の被保険者となる場合があります。また、京都府内にお住まいでも京都府の被保険者とならない場合もあります。(住所地特例)

後期高齢者医療制度は、世代間で負担を分かち合い、支え合うしくみになっています



所得の低い方の軽減措置

※均等割額5割軽減・2割軽減が拡大されました。

均等割額	総所得金額等（被保険者全員+世帯主）が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
	8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない）の世帯の方	9割
	基礎控除額（33万円）	8.5割
	基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者の数	5割
	基礎控除額（33万円）+45万円×被保険者の数	2割

- 年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。
- 専従者控除及び譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

所得割額	基礎控除後の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
	58万円以下	5割

※制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、当分の間、所得割額はかからず均等割額が9割軽減されます（前日まで国民健康保険や国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）。

保険料例（年額）

●単身世帯のケース



※年金以外の所得がある場合は、その所得も含めて保険料を計算します。

年金収入額	平成26・27年度		
	均等割 (47,480円)	所得割 (9.17%)	合計
79万円 (所得 0円)	4,748円 (9割軽減)	0円	4,748円
120万円 (所得 0円)	7,122円 (8.5割軽減)	0円	7,122円
180万円 (所得 60万円)	23,740円 (5割軽減)	12,379円 (5割軽減)	36,119円
210万円 (所得 90万円)	37,984円 (2割軽減)	26,134円 (5割軽減)	64,118円
240万円 (所得120万円)	47,480円	79,779円	127,259円

被保険者の皆様の平成26年度保険料額は、7月以降に郵送でお知らせします。

問い合わせ先

京都府後期高齢者医療広域連合事務局

☎075-344-1202 / 075-344-1219

またはお住まいの市区町村の担当窓口まで

ホームページ <http://www.kouiki-kyoto.jp/>